

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

社会福祉法人 勝山幸寿会
特別養護老人ホーム さつき苑
(従来型)

1. 施設サービスの相談窓口 電話 (0779) 87-7711

- ◇入退所や生活全般に関する相談・・・・・・生活相談員
- ◇介護に関する相談・・・・・・主任介護職員又は担当介護職員
- ◇健康や病気に関する相談・・・・・・看護職員が対応し嘱託医の指示を受
けます。
- ◇施設サービス計画の立案・・・・・・介護支援専門員

※受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

2. 施設サービスの概要

名称：特別養護老人ホーム さつき苑 電話 (0779) 87-7711

所在地：勝山市片瀬第15号22番地 〒911-0811

指定番号：指定介護老人福祉施設 福井県 1870600010

施設：サービスに関する主な共用施設・設備は次のとおりです。

従来型

定員	50名	特殊浴室	1室
4人居室	4室(多床室)	一般浴室	1室
3人居室	2室(多床室)	相談室	1室
2人居室	1室(多床室)	サービスステーション	2ヶ所
個室	26室(従来型個室)	医務室(苑内診療所)	1室
食堂	1室	静養室	1室
談話室	1室	エレベーター	1基
機能訓練室	1室		

当施設では、上記の居室・設備を用意しています。入所される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により、決定させていただきます。居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者または、家族と協議させていただきます。

職員体制：サービスに従事する職種・職員数・業務は次のとおりです。

職 種	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
管 理 者	1		施設管理者（苑長）
医 師		1	医 学 的 管 理
生活相談員	1 名以上		生活全般相談窓口
介護支援専門員	1 名以上		サービス計画の立案作成・調査
機能訓練指導員	1 名以上		機 能 維 持 訓 練
管理栄養士	1		給 食 管 理
事務職員	2		事 務 全 般
看護職員	2 名以上		健 康 全 般
介護職員	18 名以上		介 護 全 般
調理員	業務委託		給 食 調 理

◇ 勤務体制：入所利用者と介護・看護職員の比率は 3：1 の配置となっています。

夜間は介護職員が 3 名と管理宿直者が 1 名の配置となっています。

※ 短期入所生活介護事業所を含む

◇ 協力医療機関：医療法人芳泉会 芳野病院（外科・内科）

福井県勝山市長山町 1 丁目 3-1 0779-88-2005

ナカミチ歯科 （歯科）

福井県勝山市郡町 1 丁目 1-18 0779-88-5588

3. 提供できるサービス内容

食 事

朝 食	7時30分から
昼 食	12時00分から
夕 食	18時00分から

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好等を考慮した、栄養ケア計画にもとづく食事を提供します。

原則として従来型は1階の利用者は1階食堂、2階の利用者は2階リビングにて召し上がっていただきます。

外食・出前などは自己負担となります。

入 浴

週に2回を基に、介護状態に応じて特殊浴槽・清拭・シャワー浴となる場合があります。

排 泄

自立支援によるトイレ誘導か、簡易便器を基本に介護状態に応じて、紙おむつまたは布おむつを使用します。その際には、排便は、適時交換、排尿は定時を基本に、必要に応じ随時交換とします。

その他の介護

食事・入浴・排泄の基本介護以外に移動・着替・体位変換など日常生活上必要なケアを介護状態に応じて行います。

その上で、施設サービス計画に沿った目標を、重点に介護及び介助を行います。

施設サービス計画の実施には、利用者または家族の同意をいただきます。

健康管理

嘱託医による回診を基本に心身の異常は、嘱託医または主治医の指示の下で処置をいたします。健康診断は入苑時の他定期に行いますが、状態に応じて適宜行います。なお週2回以上嘱託医による回診があります。

診察や健康相談を受けることができます。

機能訓練

残存機能の維持や自立支援のために、機能訓練指導員が中心となって行います。

生活相談

生活全般についての悩みごと、相談ごとおよび家族との連絡などについては、生活相談員が応じます。

レクレーション

屋内レクレーション屋外行事を企画します。詳しくは月間行事表に掲示します。

行事によっては、別途参加費がかかるものがあります。

行政手続き代行

行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ただし手続きに係る経費は、自己

負担となります。

理美容サービス

定期的に、理容サービスを実施しています。料金は別途かかります。

金銭等管理

管理が必要な、預貯金・有価証券・貴重品類の保管は、自己負担となります。

なお、介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。

4. サービスの負担金及び利用料金

別紙 2 料金表のとおりとなります。

5. 入所及び退所の手続き

入所手続き：（１）電話か直接施設に来て「生活相談員」と話し合いの上、所定の【入所申込書】に必要事項を記入していただき、予約制となります。

（２）定員に満たない時（空床時）に、要介護認定されたお年寄り等が入所できます。

（３）入所の際に【指定介護老人福祉施設利用契約書】を取り交わすことになります。

（４）他の介護保険施設から移転される時、居宅サービス計画作成中の時は、事前に知らせていただくことになります。

退所手続き：（１）退所を希望される時は、所定の【退所申込書】に記入し、希望される日の１ヶ月前に当施設に提出していただきます。

（２）利用料金の支払い催促に応じない時は、退所となります。

（３）３ヶ月以内に退院できる見込みがない時、入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった時、退所となります。

（４）職員や他の入所者に対して、背信行為を行った時は、退所となる場合があります。

（５）要介護認定の更新で（自立又は要支援）と認定された時は所定の期間の後、退所となります。

（６）他の介護保険施設に移転する時は、退所となります。

（７）死亡した時、退所となります。

（８）退所の時は、遺留金品など全て、家族（代理人）に引き取っていただきます。

6. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準備品：入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

- (1) 本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など
- (2) 衣類・肌着類は、施設用の整理ダンスに納められる分。尚、季節ごとの入れ替えは、家族(独居及び遠隔地は施設保管)の方にご協力いただくことがあります。
- (3) パジャマ類・タオル・バスタオルをそれぞれ5枚程度。
- (4) 洗面に要する歯ブラシ・義歯など。
- (5) テレビやラジオなど娯楽に適するもの。
- (6) 寝具類は施設で用意してあります。ただし、電気毛布・タオルケットなどを希望の方は、ご用意下さい。

私物：(1) 私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くようお願いいたします。

(2) 生活が永くなると、身の回り品など私物が多くなってきますが、常時必要でない品は家庭で保管していただくことがあります。

面会：(1) 面会時間は、緊急以外は、午前7時から午後9時までとなっています。

(2) 面会の方は、受付に備え付けの【面会簿】に所定事項を書いてから、担当の介護職員（寮母）に申し出て面会して下さい。

(3) 入所後は、環境や生活リズムの変化に対応しにくい、精神的にも不安定な状態になりがちです。面会回数（週に1～2回）を多くして入所者が徐々に生活に慣れるようご協力をお願いします。

(4) 面会の時に、入所者に「何か食物を・・・」と思われるでしょうが、身体の状態によって飲み込みが悪く、喉につまる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を起こす方もいます。食物や飲み物の持ち込みの際には、必ず担当の介護職員（寮母）か看護職員（看護師）にご相談して下さい。

外出・外泊：(1) 外出及び外泊を希望される入所者の家族は、事務室に備え付けの【外出・外泊届】に所定事項を書いてから、担当の介護職員（寮母）に申し出て下さい。

(2) 入所者にとって、住み慣れた家、家族への思いは決して失われるものではありません。一方、施設の生活もマンネリになりがちです。事情の許す限り、外出及び外泊にご協力をお願いします。

- 遵 守 事 項 : (1) 施設の定めた生活の日課、医学的管理上必要な指示には従って下さい。
- (2) 暴力・喧嘩・口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。
- (3) 衛生、風紀、管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないで下さい。
- (4) 火災、盗難の防止に努めてください。
- (5) 多額な現金、有価証券、貴金属類は、原則持ち込まないで下さい。
- (6) 建物や設備を故意に破損しないで下さい。
- (7) 施設サービス内容について苦情、相談及び意見がある時は、いつでも申し出てください。
- (8) その他施設長が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

7. サービス提供上で必要な対応方法

- | | |
|---------|--|
| 緊 急 時 | 介護状態の異変や容態急変の時は、別記の緊急時連絡先によって家族に連絡すると共に、医療機関（芳野医院）との対応をすることになり、家族の早急な判断が必要となります。 |
| 終 末 期 | 人生の終末期には、特別な介護（ターミナルケア）が必要となります。その節は、施設療養か入院治療か、家族と嘱託医による話し合いがもたれます。その節は、一時的に居室又は病室にて家族の付き添いをお願いする場合があります。 |
| 感 染 防 止 | 冬季を迎えると、インフルエンザが流行します。嘱託医の判断により集団感染を予防するためワクチン接種を行うこととなります。尚、その費用については入所者負担となります。
法定伝染病（赤痢・チフス・コレラ等）は即刻隔離となり、結核、MRSA、（黄色ブドウ球菌）、疥癬、（ヒゼンダニ皮膚病変）等に感染又は感染疑いがある時は、居室を隔離させていただくことがあります。
B・C型肝炎、HIV、梅毒など血液を介した感染もあります。必ず嘱託医及び看護職員の指示に従ってくださるようお願いいたします。 |
| 災 害 対 策 | 万が一の火災発生を想定した、通報・消火・避難の訓練を防災計画に沿って年2回おこないます。その際には、各階に掲示してある【避難経路図】を閲覧し、防火管理者の指示に従っていただきます。 |
| 事故発生時 | 施設サービス提供において事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。 |

8. 相談・要望・苦情等の窓口

◇さつき苑 1階 事務室 生活相談員

電話（0779）87-7711

※さつき苑苦情解決の仕組は、別紙1参照

- ・勝山市 勝山市健康福祉部 健康長寿課 介護保険担当
電話（０７７９）８８－１１１１
- ・国保連 福井県国民健康保険団体連合会
電話（０７７６）５７－１６１４

※福祉サービスの第三者評価は、現在受審していません。

以上、指定介護老人福祉施設の利用にあたり、利用者[又は代理人]に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しましたので、記名捺印し、１通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

[事業者]	住 所	勝山市片瀬第１５号２２番地
	事業者名	社会福祉法人 勝山幸寿会
	説 明 者	所属 特別養護老人ホーム さつき苑 (従来型)
		氏名 生活相談員 印

以上利用契約書及び、本書面により、事業者から指定介護老人福祉施設の入所についての重要な事項の説明を受けましたので、これに同意し、記名捺印し 1 通ずつ保有するものとします。

[利 用 者] 住 所

氏 名

印

[代理人・家族] 住 所

氏 名

印

緊急時連絡先

	第 1 順位	第 2 順位
(ふりがな) 氏 名		
住 所		
電話番号 (自宅、会社、携帯)		
続 柄		

別紙 2 特別養護老人ホームさつき苑料金表

令和 8年8月1日～

1. 介護福祉施設サービス費(従来型)(ユニット型)

①介護保険入所：(1割負担の場合)1日当り

	(従来型個室)	(従来型多床室)	(ユニット型個室)
要介護1	589円	589円	768円
要介護2	659円	659円	836円
要介護3	732円	732円	910円
要介護4	802円	802円	977円
要介護5	871円	871円	1043円

2. 介護給付サービス加算：(1割負担の場合)1日当り

(1割負担の場合)1月当り

介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数×17.6%	※従来型のみ	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	所定単位数×17.2%	※ユニット型のみ	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円
科学的介護推進体制加算	40円		協力医療機関連携加算	100円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	※ユニット型のみ	〃	50円
日常生活継続支援加算	36円	※従来型のみ		
看護体制加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イ	19円	※従来型のみ		
看護体制加算(Ⅰ)ロ(Ⅱ)ロ	12円	※ユニット型のみ		
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22円	※従来型のみ		

3. 介護給付サービス加算：(1割負担の場合)個別の事例に応じて加算

①初期加算：30円/日

- ・新規に入所及び30日を超えて入院後再び入所した場合、30日間加算

②入院・外泊時加算：246円/日

- ・入院及び外泊の場合1月に6日を限度として加算(但し、入院等の初日及び末日の適用はなし)

③経口移行加算：28円/日

- ・経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として加算

④療養食加算：6円/回

- ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、年齢・心身の状況によって、適切な栄養量及び内容の食事が提供されている場合加算

⑤退所前後訪問相談援助加算：460円/回

- ・入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族等に対して退所後の居宅サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合加算(入所中1回、退所後30日以内に1回を限度とする)

⑥退所時相談援助加算：400円/回

- ・入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合にサービスについて相談援助を行い、同意を得て市町村及び在介センター・居宅介護支援事業所等に当該入所者の介護状況を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供した場合加算(1回)

⑦退所前連携加算：500円/回

- ・入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において居宅介護支援事業所に対して同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて、居宅サービスに必要な情報を提供し、且つ、当該居宅介護支援事業所と連携して居宅サービスの利用に関する調整を行った場合加算(1人につき1回限り加算)

別紙 2 特別養護老人ホームさつき苑料金表

令和 8年8月1日～

1. 介護福祉施設サービス費(従来型)(ユニット型)

①介護保険入所：(1割負担の場合)1日当り

	(従来型個室)	(従来型多床室)	(ユニット型個室)
要介護1	589円	589円	768円
要介護2	659円	659円	836円
要介護3	732円	732円	910円
要介護4	802円	802円	977円
要介護5	871円	871円	1043円

2. 介護給付サービス加算：(1割負担の場合)1日当り

(1割負担の場合)1月当り

介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数×17.6%	※従来型のみ	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	所定単位数×17.2%	※ユニット型のみ	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円
科学的介護推進体制加算	40円		協力医療機関連携加算	100円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	※ユニット型のみ	〃	50円
日常生活継続支援加算	36円	※従来型のみ		
看護体制加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イ	19円	※従来型のみ		
看護体制加算(Ⅰ)ロ(Ⅱ)ロ	12円	※ユニット型のみ		
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22円	※従来型のみ		

3. 介護給付サービス加算：(1割負担の場合)個別の事例に応じて加算

①初期加算：30円/日

- ・新規に入所及び30日を超えて入院後再び入所した場合、30日間加算

②入院・外泊時加算：246円/日

- ・入院及び外泊の場合1月に6日を限度として加算(但し、入院等の初日及び末日の適用はなし)

③経口移行加算：28円/日

- ・経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として加算

④療養食加算：6円/回

- ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、年齢・心身の状況によって、適切な栄養量及び内容の食事が提供されている場合加算

⑤退所前後訪問相談援助加算：460円/回

- ・入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族等に対して退所後の居宅サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合加算(入所中1回、退所後30日以内に1回を限度とする)

⑥退所時相談援助加算：400円/回

- ・入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合にサービスについて相談援助を行い、同意を得て市町村及び在介センター・居宅介護支援事業所等に当該入所者の介護状況を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供した場合加算(1回)

⑦退所前連携加算：500円/回

- ・入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において居宅介護支援事業所に対して同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて、居宅サービスに必要な情報を提供し、且つ、当該居宅介護支援事業所と連携して居宅サービスの利用に関する調整を行った場合加算(1人につき1回限り加算)

⑧退所時栄養情報連携加算：70円/回

- ・厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所（入院）した時、管理栄養士が退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合加算（1月につき1回を限度とする）

⑨福祉施設安全対策体制加算：20円/（入所時に1回）

- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備された後に、新規で受け入れた入所者のみ入所時に1回加算

⑩配置医師緊急時対応加算：配置医師の通常の勤務時間外の場合（早朝・夜間及び深夜を除く） 325円/回
早朝・夜間の場合 650円/回
深夜の場合 1,300円/回

- ・配置医師が施設のもと求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）、深夜（午後10時から午前6時まで）又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を加算 ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、加算しない

⑪新興感染症等施設療養費：240円/日

- ・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に加算（1月につき1回、連続する5日を限度とする）

⑫経口維持加算Ⅰ：400円/月 経口維持加算Ⅱ：100円/月

- ・医師の指示に基づき、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合、180日を限度として加算

⑬看取り介護加算

- ・厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者について、看取り介護を行った場合
（1）死亡日以前、31日以上45日以下 72円/日
（2）死亡日以前、4日以上30日以下 144円/日
（3）死亡日以前、2日又は3日 680円/日
（4）死亡日 1280円/日

※負担割合証に負担割合が2割又は3割と記載されている方は、上記1～3の負担割合が2割又は3割になります。

4. 介護保険給付対象サービスの額の変更

介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

5. 介護給付対象以外の利用料 ※この利用料には、申請により減額になる制度があります。

（1）食事の提供に要する費用：1日当り

利用者負担段階	負担額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	680円
〃 ②	1,420円
上記以外の方	1,800円

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担とします。

（2）居住に要する費用：1日当り

利用者負担段階	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
第1段階	380円	0円	880円
第2段階	480円	430円	880円
第3段階①	880円	430円	1,370円
〃 ②	980円	530円	1,470円
上記以外の方	1,500円	1000円	2,300円

(3) その他の利用料金

通常施設が提供するサービス以外のサービスについては、それぞれの実費を自己負担していただきます。

①理美容代・・・調髪 2,300円

②健康管理費	予防接種費用	実 費
--------	--------	-----

③利用者の希望によって、クラブ活動や行事に必要なものを施設が提供した材料費等の費用	実 費
---	-----

④利用者の預り金管理料・・・1人	1ヶ月	2,500円
------------------	-----	--------

ただし、年金等にかかる行政手続代行、預金通帳、証書、印鑑の管理、金銭の出納事務、本人及び家族への定期的報告等の事務を含みます。

6. 介護給付対象以外の利用料の変更

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該介護給付対象以外の利用料を相当な額に変更することがあります。ただし、利用料金に変更があった場合は、事前に文書で利用者に通知し、同意を得るものとします。